

障 発 0218 第 3 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

就労継続支援 A 型事業所の経営改善モデル事業の実施について（通知）

就労継続支援 A 型事業所について、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、就労継続支援 A 型事業所の生産活動の経営改善を支援するため、今般、別紙のとおり「就労継続支援 A 型事業所の経営改善モデル事業実施要綱」を定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業実施要綱

1. 目的

直近の生産活動収支が赤字である就労継続支援A型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善に関する専門家等による各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開を図る。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

3. 対象者

前年度が生産活動収支が赤字であり、経営改善計画書を都道府県等が定める期日までに提出した就労継続支援A型事業所とする。なお、前年度が生産活動収支が赤字であることについて、運営指導又は下記スコア算出の根拠資料により指定権者が実態を把握している事業所を対象とする。また、対象者の選定については下記6. 留意事項の内容を踏まえ、精査すること。

【根拠資料】

- ・前年度における生産活動収支及び利用者への賃金支払総額が確認できる賃金台帳
- ・就労支援事業事業活動計算書
- ・就労支援事業事業活動内訳表
- ・就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業に関するその他の書類

4. 定義

「生産設備」とは、例えば、印刷製本設備、パン製造設備、菓子類製造設備、厨房設備等、生産活動収入の増加に資する設備のことをいう。

「経営改善に関する専門家」とは、例えば、中小企業診断士、よろず支援拠点や先進的な就労継続支援事業所の支援員等をいう。

5. 事業内容等

(1) 対象となった就労継続支援A型事業所は、都道府県等に提出した事業計画書に基づき、経営改善に関する専門家や指定権者と連携の上、生産設備を導入する等、経営改善に向けた取組を行うこと。

なお、事業開始後、都道府県等は定期的に状況把握を行うことし、経営改善が見られない場合は、事業所に対して都度事業計画書の見直し・再提出を求めること。その際、都道府県等は事業所に対して地域の実情や他の事業者等の例を踏まえて経営改善に向けた助言等を行うことが望ましい。

(2) 都道府県等は、前年度が生産活動収支が赤字である管内の就労継続支援A型事業所から提出された当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書等に基づき、生産設備導入や指定権者、経営改善に関する専門家等との連携に要する費用を補助すること。

なお、補助対象となる生産設備は、事業所が生産活動を行う際に使用するものであって、導入経費に限る。

(3) 都道府県等は、本事業により経営改善に資する専門家等の活用及び生産設備を導入した就労継続支援A型事業所に対し、当該事業の実施状況について、実績報告書及び精算内訳書

等により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求めること。

- (4) 都道府県等は、本事業により生産設備の導入や指定権者、経営改善に関する専門家等との連携を行った就労継続支援A型事業所に対し、別紙事業報告書に基づいて本事業の導入前後の比較を行い、経営改善に資する効果検証を行ったうえ、好事例について報告させるとともに、これらを取りまとめの上、事業完了日の2か月後の末日までに国に報告すること。

また、全国の就労継続支援A型事業所における経営改善の参考に資するよう、本事業を導入した就労継続支援A型事業所に対し、導入効果等についてホームページ等により公表させるとともに、これらの公表状況について取りまとめ、経営改善モデルとして、都道府県等のホームページに掲載することや各種セミナーでの紹介等を通じて、広く情報提供を行うこと。

なお、これらの報告及び公表状況については、厚生労働省においても、経営改善モデルとして公表等を行う可能性があるため、事前に対象事業者や報告書等に掲載されている関係者等の同意を得ること。

6. 留意事項

- 都道府県等において、事業所から提出された事業計画書の内容を基に、例えば、下記の観点から順位付けし、上位3事業者について国に申請すること。
 - ・ 前年度に赤字となった要因等を詳細に分析した上で、生産活動収支を黒字化するための計画を検討できているか。ただし、利用者の退所勧奨や不当な賃金引下げ等による収益改善計画は認められない。
 - ・ 取引先を増やす、受注業務の単価を引き上げるといった生産活動収入を増加させるための取組や、原材料を見直すなどの生産活動経費を減少させる取組など、収支改善に向けた創意工夫や努力が行われているか。
 - ・ 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取組について、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると都道府県等が認めた事業所であるか。
 - ・ 利用者の障害特性を踏まえた上で、利用者の希望を尊重しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上に向けて支援を行うという姿勢が見られるか。
 - ・ 当該事業所が、地域にとってどのような役割を果たしているか。
- 就労継続支援A型事業所が生産設備導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正な活用や経済性の観点から、あらかじめ複数者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- 生産設備の更新により、経営改善に資することが想定される場合には、生産設備の更新を認めることとし、生産設備の老朽化に伴う単なる生産設備の更新は補助対象とはならない。既存の設備費に対する補助ではないため、内示前に既に導入されている生産設備については、補助対象とならない。
- 本事業は、他の事業者の参考となるモデル事例の収集が目的であることから、事業実施年度内に効果的な成果を得ることができるよう、採択された都道府県等及び補助対象となる事業所は内示後速やかに事業に着手すること。

7. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、本事業は「障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業」の補助金と補助対象が重複することから、併給できないこととする。

※ 一事業者あたり、14,550千円を上限とする。